

業務及び財産の状況に関する説明書

【2025年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

1 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 商号

株式会社 bitFlyer

(2) 登録年月日及び登録番号

2021年10月14日

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第3294号

(3) 沿革及び経営の組織

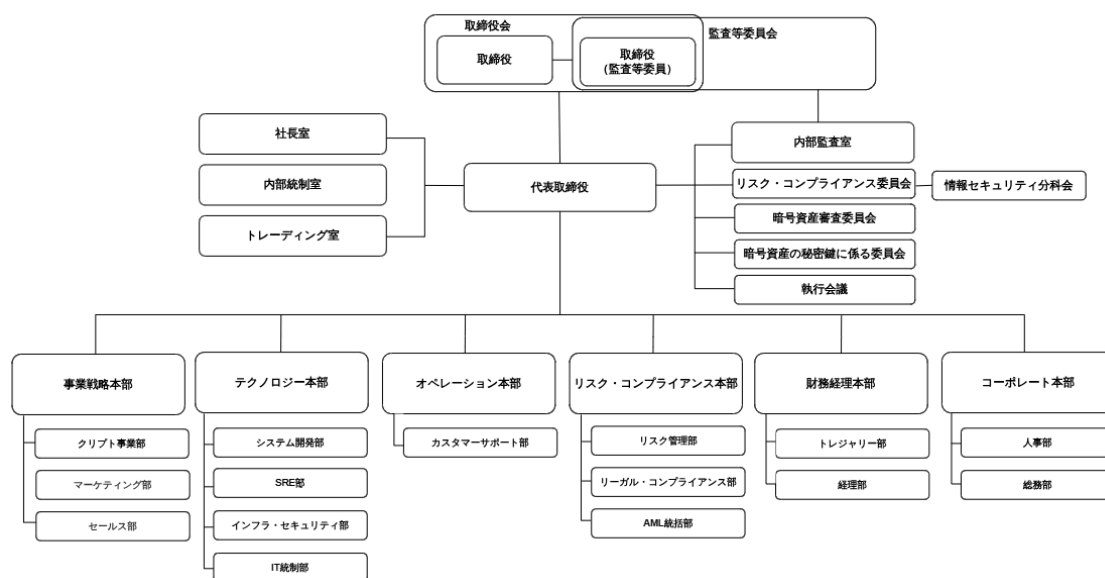
① 会社沿革

年月	概要
2014年1月	株式会社 bitFlyer 設立
2014年4月	日本初の「ビットコイン販売所」サービス提供開始
2014年9月	一般社団法人日本価値記録事業者協会（現・一般社団法人日本ブロックチェーン協会）設立・参画
2014年9月	「fundFlyer」公開
2014年11月	iPhone アプリ「bitFlyer for iPhone」リリース
2015年6月	bitFlyer ASIA Pte. Ltd. 設立
2015年7月	プロ向け取引所「bitFlyer Lightning」サービス提供開始
2015年11月	証拠金取引プロダクト「bitFlyer FX」サービス提供開始
2016年12月	次世代ブロックチェーン Miyabi を発表
2017年7月	ビュックカメラでビットコイン決済サービス提供開始
2017年9月	仮想通貨交換業者登録（現・暗号資産交換業者）として金融庁登録（登録番号 関東財務局長第00003号）
2017年11月	bitFlyer USA, Inc. が BitLicense を取得、米国事業を開始
2018年1月	bitFlyer Europe S.A. が Payment Institution License を取得、欧州事業を開始
2018年3月	一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（現・一般社団法人日本暗号資産等取引業協会）設立、代表取締役の加納が副会長に就任
2018年6月	金融庁より業務改善命令を受領
2018年10月	株式会社 bitFlyer による単独株式移転により、株式会社 bitFlyer Holdings を設立（持株会社体制へ移行）
2019年6月	業務改善命令が解除される
2019年8月	株式会社 T ポイント・ジャパンと業務提携
2019年12月	「クイック本人確認」提供開始
2020年9月	bitFlyer EUROPE, S.A. とのクロスボーダー取引を開始
2021年1月	「bitFlyer かんたん積立」サービス提供開始
2021年6月	bitFlyer USA, Inc. とのクロスボーダー取引を開始
2021年10月	第一種金融商品取引業者として登録（関東財務局長（金商）第3294号）
2021年12月	ビットコインが貯まる「bitFlyer クレカ」サービス開始

2022年2月	ブロックチェーン「Miyabi」が「ジパングコイン」の基盤システムに採用
2023年5月	トラベルルール対応ソリューション「TRUST」への対応を開始
2024年3月	自己対当取引防止機能（Self-Trade Prevention）提供開始
2024年3月	証拠金取引プロダクト「Lightning FX」を廃止し、「bitFlyer Crypto CFD」サービス提供開始
2024年3月	「bitFlyer IEO」において「エルフトークン」取扱い開始
2024年5月	ビットコインピザデーに合わせた社会貢献活動を実施
2024年11月	顧客預かり資産が1兆円を突破
2024年11月	「定期貸しコイン」サービス提供開始
2025年8月	「イーサリアム」ステーキング開始
2025年10月	顧客預かり資産総額1.4兆円突破

② 経営の組織

(2025年12月31日現在)



(4) 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(2025年12月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社 bitFlyer Holdings	10,000 (株)	100.00 (%)
合計 1 名	10,000 (株)	100.00 (%)

(5) 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

(2025年12月31日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	加納 裕三	有	常勤
取締役	佐々木 亮太	無	常勤
監査等委員である取締役	板倉 時生	無	常勤
監査等委員である取締役	齋藤 賢	無	非常勤
監査等委員である取締役	落合 孝文	無	非常勤

(6) 政令で定める使用人の氏名

- ① 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

(2025年12月31日現在)

氏名	役職名
中崎 隆	リスク・コンプライアンス本部長

- ② 投資助言業務（金融商品取引法（以下「法」という。）第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第4項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名
該当事項はありません。

(7) 業務の種別

金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項）

- ・ 金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務（暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るもの）
- ・ 有価証券等管理業務（暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るもの）

(8) 本店その他の営業所又は事業所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の事務所又は営業所）の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都港区赤坂9丁目7番1号
六本木支店	東京都港区六本木6丁目1番24号

(9) 他に行っている事業の種類

- ・暗号資産交換業（関東財務局長第 00003 号）
- ・無店舗小売業
- ・広告業
- ・あっせん又は紹介業
- ・金融付帯業（顧客から暗号資産を借り受ける業務）
- ・上記に付帯する業務

(10) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ又は第 4 号イに定める業務に係る
手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指
定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者と
なる認定投資者保護団体の名称

① 指定紛争解決機関の商号又は名称

イ 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

ロ 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

ハ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ）

該当事項はありません。

ニ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ）

該当事項はありません。

② 加入する金融商品取引業協会の名称

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

③ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

(11) 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

(12) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに定める業務に関
する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

① 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

② 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号ロ）
該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号ロ）
該当事項はありません。

④ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号ロ）
該当事項はありません。

2 業務の状況に関する事項

(1) 当期の業務の概要

当事業年度（2025年）の世界経済は、インフレの沈静化が進む一方で、実質GDP成長率は3%台前半で推移しました。地政学リスクの継続や米国の関税政策を巡る不確実性により、企業の投資判断やサプライチェーンが影響を受け得る状況が続き、国際金融市場では政策金利の動向や為替変動が注目されました。米国では、関税政策等への警戒が残る中、金融政策は利下げ局面に入り、米ドル動向を含む市場変動が注目されました。他方、AIを中心とするテクノロジー・半導体への投資は、世界経済成長を下支えする構造として継続しました。

日本経済は、賃上げの広がりを背景に賃金と物価の好循環が徐々に形成され、2025年の実質GDP成長率は前年比+1%程度と潜在成長率を上回る水準で推移しました。個人消費や設備投資がGDP成長率回復を下支えした一方、世界経済の先行き不透明感や外需の停滞に加え、輸入物価や為替の円安影響を受けやすい局面もみられました。金融政策面では、日本銀行が2025年1月と12月に政策金利を引き上げ、物価・賃金動向を踏まえた金融正常化が意識される転換点となりました。

暗号資産業界においては、投機的な投資行動から、市場の成熟と産業化への移行に伴い実需的な投資行動が一段と進みました。米国では、トランプ政権が暗号資産業界の育成を政策課題として掲げ、業界を後押しする姿勢を明確にしました。ステーブルコイン規制法（GENIUS法）が成立し、暗号資産を決済等のインフラとして位置づける制度基盤の構築が進んだほか、デジタル資産市場構造のFIT21法案（CLARITY法）審議も進展するなど、規制の明確化と産業振興の両面で大きな前進がみられました。欧州においても、暗号資産市場規則（MiCA）の適用が進み、2024年6月30日から資産参照型トークン及び電子マネートークンの規定が、同年12月30日からその他の規定が適用されました。

国内においても、暗号資産を巡る制度環境は大きく進展しました。2025年6月に金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月に公表された報告書では、暗号資産取引の多くが投資目的であることを踏まえ、規制の根拠法を資金決済法から金融商品取引法（金商法）へ移行し、暗号資産を金融商品として位置づける方向性が示されました。報告書では、暗号資産の売買等を業として行う場合に第一種金融商品取引業と同様の規制を適用すること、発行者に対する情報開示義務の整備、インサイダー取引規制の導入等が提言されております。メディアにより2026年の国会に関連法案が提出される見通しであると報じられていました。税制面でも大きな動きがあり、2025年12月に決定された2026年度税制改正大綱において、暗号資産取引による所得について、現行の総合課税から分離課税への移行、及び3年間の損失繰越控除制度も盛り込まれました。これらの動きは、暗号資産を金融商品として位置付け、健全な取引環境の構築と利用者保護の強化を図るものであり、暗号資産交換業者を含む関連事業者にとって事業機会の拡大とコンプライアンス態勢の高度化の両面で重要な転換点となりました。

ビットコインは、機関投資家及び個人投資家から代替資産・分散投資の観点で引き続き注目され、企業が財務戦略上の資産として位置付ける事例も増加しました。ビットコイン価格は年間を通じて大きく変動し、10月6日には終値ベースで1,868万円の過去最高値を更新しました。その後は調整局面を経て、年末時点終値ベースでは1,383万円で推移しました。

当社は、お客様への多様な収益機会の提供を重視し、サービスの拡充に取り組みました。2025年8月にイーサリアム（ETH）ステーキングサービスを開始し、保有する暗号資産から報酬を得られる仕組みを新たに提供いたしました。2024年12月に提供を開始した定期貸しコインサービスについては、引き続き高い需要を受け、継続的に募集を実施いたしました。さらに、法人向けには期末時価評価課税の適用除外に対応した「アセットロックサービス」の提供を開始し、法人のお客様の暗号資産保有に係る課題の解決に取り組みました。取扱い銘柄数についても引き続き拡大を推進し、当事業年度に2つの銘柄を追加し、取扱い銘柄数を39に伸ばし、幅広いニーズに対応できる取引環境の構築に努めました。加えて、不公正取引の防止に向けた取組みを継続するとともに、「bitFlyer クレカ」にタッチ決済機能を追加するなど、暗号資産の日常利用における利便性向上にも注力いたしました。今後も、顧客資産を有効に活用するストック型ビジネスに注力し、市場環境に左右されにくい収益構造の構築を目指してまいります。

2025年12月末の顧客預かり資産は1,047,251百万円と、2024年12月末の顧客預かり資産の1,178,804百万円から減少しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は13,567百万円（前年同期は14,904百万円）、営業利益4,257百万円（同7,896百万円）、経常利益4,415百万円（同9,095百万円）、当期純利益2,461百万円（同7,471百万円）となりました。

(2) 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

① 経営成績等の推移

(単位：百万円)

区分	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
資本金	2,061	2,061	2,061
発行済株式総数	94,075,000(株)	94,075,000(株)	10,000(株)
営業収益	6,413	14,904	13,567
受入手数料	1,357	3,247	2,475
委託手数料	859	1,876	1,738
その他の受入手数料	497	1,371	736
暗号資産売買等損益	4,944	11,566	11,030
その他の営業収益	112	89	60
営業利益	△221	7,896	4,257

経常利益	627	9,095	4,415
当期純利益	436	7,471	2,461

- ② 株券の売買高（有価証券等清算取次ぎの委託高（有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。）を含む。）及びその受託の取扱高（有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。）

該当事項はありません。

- ③ 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

該当事項はありません。

- ④ その他業務の状況

当社が行っておりますその他の業務の内容については、5頁の1(9)「他に行っている事業の種類」をご覧ください。

- ⑤ 自己資本規制比率の状況

※自己資本規制比率の計測は2020年5月より行っています。

区分	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
自己資本規制比率 (A)／(B)×100	381.6 (%)	400.7 (%)	399.7 (%)
固定化されていない 自己資本(A)	19,215 (百万円)	21,189 (百万円)	24,032 (百万円)
リスク相当額(B)	5,035 (百万円)	5,286 (百万円)	6,011 (百万円)
市場リスク相当額	1,021 (百万円)	2,498 (百万円)	2,304 (百万円)
取引先リスク相当額	566 (百万円)	569 (百万円)	593 (百万円)
基礎的リスク相当額	3,447 (百万円)	2,218 (百万円)	3,113 (百万円)

⑥ 使用人の総数及び外務員の総数

区分	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
使用人	126 (人)	132 (人)	128 (人)
うち外務員	31 (人)	39 (人)	38 (人)

3 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

別紙 第11期計算書類、第12期計算書類をご参照ください。

(2) 各事業年度終了の日における次に掲げる事項

① 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当する事項はございません。

② 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当する事項はございません。

③ デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

別紙 第11期計算書類、第12期計算書類の個別注記表 金融商品に関する注記をご参照ください。

(3) (1)に掲げる書類について会社法第436条第2項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

4 内部管理の状況に関する事項

(1) 内部管理の状況の概要

当社は、お客様に安定したサービスを提供し、安心してご利用いただくために、内部管理態勢の整備を経営の最重要課題としております。

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、取締役会、社長室、リーガル・コンプライアンス部及びリスク管理部が連携して内部管理態勢の整備・運用を進め、内部監査室がその有効性を独立した立場から評価しております。

また、当社は、監査等委員会設置会社として、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、経営判断及び業務執行の適切性を監督する態勢を整備しております。これにより、重要な意思決定に社外の視点を適切に反映する運営を行っております。

さらに、当社は、グローバルな暗号資産取引インフラを提供し、お客様の資産をお預かりする事業者としての社会的責任を踏まえ、コンプライアンス及びリスク管理態勢の継続的な高度化に取り組んでおります。

① 内部管理態勢の整備

当社では、関連法令、各種ガイドライン及び社内規程に基づき、内部管理に関する方針及び規程等を整備しております。これらを通じて、役職員の権限・役割・責任範囲を明確化し、適切な業務運営を確保しております。

特に、法令等遵守の徹底を図るため、リーガル・コンプライアンス部及びリスク管理部を設置し、日常業務における法令遵守及びリスク管理の実施状況を継続的にモニタリングしております。また、各部門から独立した内部監査室を設け、内部管理態勢が有効に機能しているか、課題が適切に対処されているかを独立した立場から検証しております。第1線による業務執行、第2線による法令遵守・リスク管理の検証及びモニタリング、第3線による内部監査という三線防衛モデル（スリーライン・オブ・ディフェンス）を効果的に運用し、内部管理態勢の実効性確保に努めております。

② コンプライアンスへの取組みとリスク・コンプライアンス委員会の設置

当社では、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営の監督下において、コンプライアンス確保のためのルール及び態勢の整備並びに運用状況のモニタリングに継続的に取り組んでおります。特に、社会情勢や業界動向の変化を踏まえた課題への対応並びに全社的なコンプライアンス意識の向上を図るため、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定しております。当該プログラムに基づき、役職員向け研修や自己点検を実施するとともに、法規制や業界動向に関する情報共有及び対応のため、法規制改正対応分科会を開催しております。

当該取組みの一環として、2025年度においては、暗号資産に関する法制度の見直しに向けた議論の進展も踏まえ、市場監視・不公正取引防止態勢、業務管理態勢及び情報開示対応等に関する課題を整理し、必要な準備を進めております。今後の制度動向も踏まえ、引き続きその高度化に努めてまいります。

③ リスク管理への取組み

当社は経営の健全性と持続可能性を継続的に確保するため、ビジネス環境や業界動向、テクノロジーの進化、法規制の変化、お客様や監督当局からの期待等を的確に捉え、リスク管理態勢の高度化に努めております。具体的には、全社的なリスク評価とリスク軽減策の策定、自己資本規制比率遵守のためのリスク限度枠管理、市場リスクや取引先リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、ITリスク等、各リスクカテゴリーの管理手法の構築と運用を継続的に強化しております。

④ AML/CFT（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）への取組み

金融業界及び暗号資産業界における重要な経営課題であるAML/CFTについて、国内外の規制動向や事例を踏まえながら、管理態勢の強化に継続して取り組んでおります。2025年度においては、疑わしい取引のモニタリング態勢の充実をはじめとする管理態勢の強化

に取り組み、実効性の向上を図りました。引き続き警察や業界団体との連携を図るとともに、不正利用検知の高度化及び専門人材の育成を進めてまいります。

⑤ 苦情管理への取組み

当社では、お客様からお寄せいただいたご意見・ご要望、とりわけ苦情については、サービス品質の向上及び業務改善のための重要な情報と位置付けております。お客様に信頼される金融サービスの提供を目指し、苦情管理態勢の整備・運用に努めております。お寄せいただいた苦情については、担当者が速やかに事実確認及び調査を行い、その結果を社内で共有しております。

また、お客様からのお申出内容を適切に把握し、事案に応じて丁寧な案内及び対応に努めております。あわせて、苦情対応を通じて得られた知見を、注意喚起及びサービス改善に活用しております。なお、お客様が当社の対応にご納得いただけない場合には、金融ADR制度をご案内し、第三者機関による裁判外紛争解決手続を通じて、誠実かつ迅速な解決を図る態勢を整備しております。

⑥ 内部監査態勢

当社の内部監査室は、監査等委員会の監督のもとに置かれ、同委員会へ直接報告する態勢を構築しております。また、内部監査の計画、実施状況及び改善状況については、定期的に代表取締役及び監査等委員会へ報告しております。

内部監査室は、代表取締役より重要リスクの共有、緊急的な監査実施の要請及び組織運営上の指示（人員管理、予算管理、庶務等）を受けております。一方で、監査手続、評価及び監査結果の判断は内部監査室が主体的に実施し、その妥当性については監査等委員会の監督及び助言を受ける態勢としております。これにより、業務執行ライン及び監査対象部門からの独立性を確保しております。

内部監査室の長は、内部監査基本方針に基づき監査等委員会により選任され、内部監査室の運営及び内部監査業務を統括しております。また、内部監査室の職員は、監査対象部門との兼務を行っておりません。

さらに、内部監査の結果は監査等委員会及び代表取締役に報告されており、内部統制に関する課題については、三様監査の観点から、会計監査人である監査法人と適宜連携しております。

(2) 法第 43 条の 2 から第 43 条の 3 までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

① 金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項から第 3 項の規定に基づく分別管理の状況

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

② 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）該当事項はありません。

③ 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

イ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

管理の方法	2024 年 12 月 31 日	2025 年 12 月 31 日
金銭信託	29,002,683,208 円	26,496,709,827 円

※金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理は 2020 年 5 月より開始
しています。

ロ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

5 子会社等の状況に関する事項

(1) 企業集団の構成

該当事項はありません。

(2) 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容

該当事項はありません。